

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則

天理市中小企業融資規則（平成9年3月天理市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（連帯保証人）

第6条 融資を受けようとする者に係る連帯保証人については、保証協会の定めるところによる。

第8条を次のように改める。

（申請手続）

第8条 融資申請者は、天理市中小企業融資申請書（別記様式）に必要書類を添えて、融資を受けようとする金融機関を経て、保証協会に提出しなければならない。

2 保証協会は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請に係る天理市中小企業融資申請書（別記様式）を市長に送付しなければならない。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第2項中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式

天理市中小企業融資申請書

受付番号			
申請者	住所又は所在地		
	氏名	フリガナ	
	法人にあつては、その名称及び代表者氏名	電話	
事業の内容	所在地		
	商号又は名称	電話	
	業種	開業年月	
申請の内容	融資制度の利用実績	1 利用したことがある 2 初めて申請する	
	資金の用途	1 運転資金 2 設備資金 3 店舗改造資金 (具体的な内容)	
	融資申請額	円	
	保証期間	か月	(うち据置 か月)
	借入希望金融機関		
	連帯保証人	住所	
氏名			
住所			
氏名			
備考	<input type="checkbox"/> 固定資産税の納税証明書は、課税されていないため添付はありません。		

上記のとおり、天理市中小企業融資を受けたいので申請します。

申請を行うにあたり、申請者が天理市中小企業融資規則第5条第1項第7号に規定する暴力団員等には該当しないことを誓約します。

年 月 日

(あて先)天理市長

申請者氏名

(自署又は記名押印)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市中小企業融資規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた融資の申請から適用し、同日前になされた融資の申請については、なお従前の例による。